

II

## 基本構想

# 1 まちづくりの姿勢と基本理念

## ①まちづくりの姿勢

さまざまな場面において、市民が主役のまちづくりを基本とした行政経営を実施し、市民の参画を進め、そのために必要な支援を行います。

### 市民が主役のまちづくり

## ②まちづくりの基本理念

市民が主役のまちづくりを進めるため、市民と行政の役割分担を明確化し、協働による個性豊かなまちづくりを推進していきます。そのための第一歩は、行政への参加であり、参加を通じて計画の立案に参画する段階へと進み、さらには、自ら主体的にまちづくりを実践する協働（市民との協働、行政との協働）へとステップアップします。

また、活力あるまちを維持していくためには、羽生市に住み、さまざまな活動をする市民が不可欠です。このため、市民が生き生きと暮らせるようなまちづくりを進め、羽生市に住みたい、住み続けたいまちをつくりたい。

### 市民参加、市民参画、市民協働

### 住みたい、住み続けたいまち

## 2 将来都市像

### (1) 将来都市像

すべての羽生市民が、生涯にわたって“希望や生きがいを持ち続け”、地域においては“活力と元気に満ち溢れ”、“文化の薫り高い”“安心して暮らせる”都市をつくります。

将来都市像を、

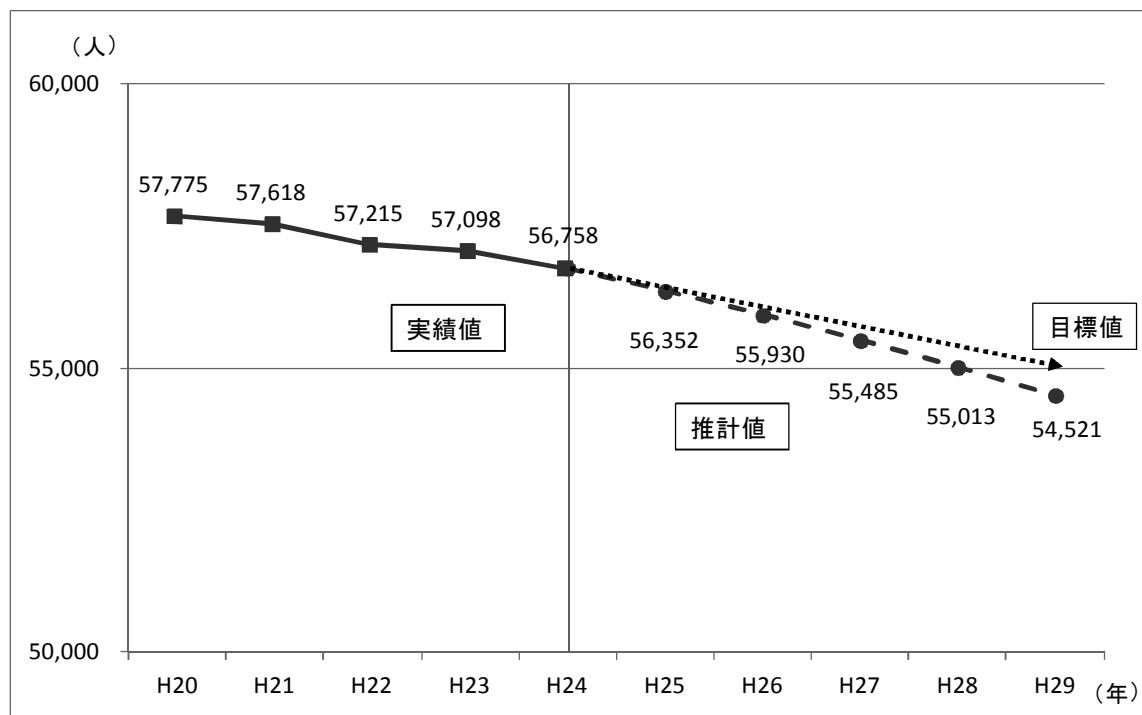
**活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生**

とし、まちづくりを総合的に進めます。

### (2) 将来人口

本市の人口は減少傾向にあるものの、既存市街地への賑わいづくり、子育て支援、企業誘致、誇れるまちづくりなど積極的な人口誘導策の推進により、長期的には 60,000 人を目指し、本計画の目標年度である平成 29 年度（2017 年度）の将来人口を 55,000 人とします。

将来人口



※人口は、住民基本台帳（外国人住民を含む）の数。（各年1月1日時点）

### (3) 土地利用構想

#### <土地利用の基本的考え方>

土地利用にあたっては、自然環境を保全しながら、市民の利便性・安全性・快適性の向上を図り、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、農業・商業・工業の調和、市街化区域と市街化調整区域のバランスを考慮して、総合的かつ計画的に行うことを基本とします。

自然環境では、ムジナモに代表されるように自然豊かな羽生を発信できる貴重な資源を有しています。このいのちを育む大地、自然環境を保全していきます。

農業・商業・工業の調和は、活力ある羽生市を生み出す源になります。このため、バランスのとれた産業振興を図ります。そして、市民生活の活性化につなげます。

市街化区域と市街化調整区域については、それぞれの区域の適正な見直しを図ります。一方、居住や産業活動などに必要な都市的土地利用は既存の市街化区域の中で秩序ある利用を促進し、新たな開発については、必要最小限とします。

#### <土地利用構想>

##### 1 住居系市街地

良好な住宅地の保全を図るとともに、未利用地等の有効利用を促進します。

岩瀬土地区画整理事業については、早期完了と良好な住宅地の形成を目指します。

##### 2 商業系市街地

羽生駅周辺を中心市街地は、道路等の基盤整備を進め、賑わいづくりや回遊性を向上させ、日用品購入など消費活動が完結できる商業拠点機能の強化を図ります。

岩瀬土地区画整理事業地内の国道122号や南部幹線の沿道は、賑わいづくりや沿道サービスを目的とした施設の誘導を図ります。

##### 3 工業系・産業系市街地

既存工業地域の環境保全・整備を図ります。また、東北自動車道や国道122号、125号バイパス、南部幹線沿線など交通利便性の高い地域については、周辺環境に配慮しながら製造・流通業務用地の整備を促進します。

##### 4 農地・農村集落

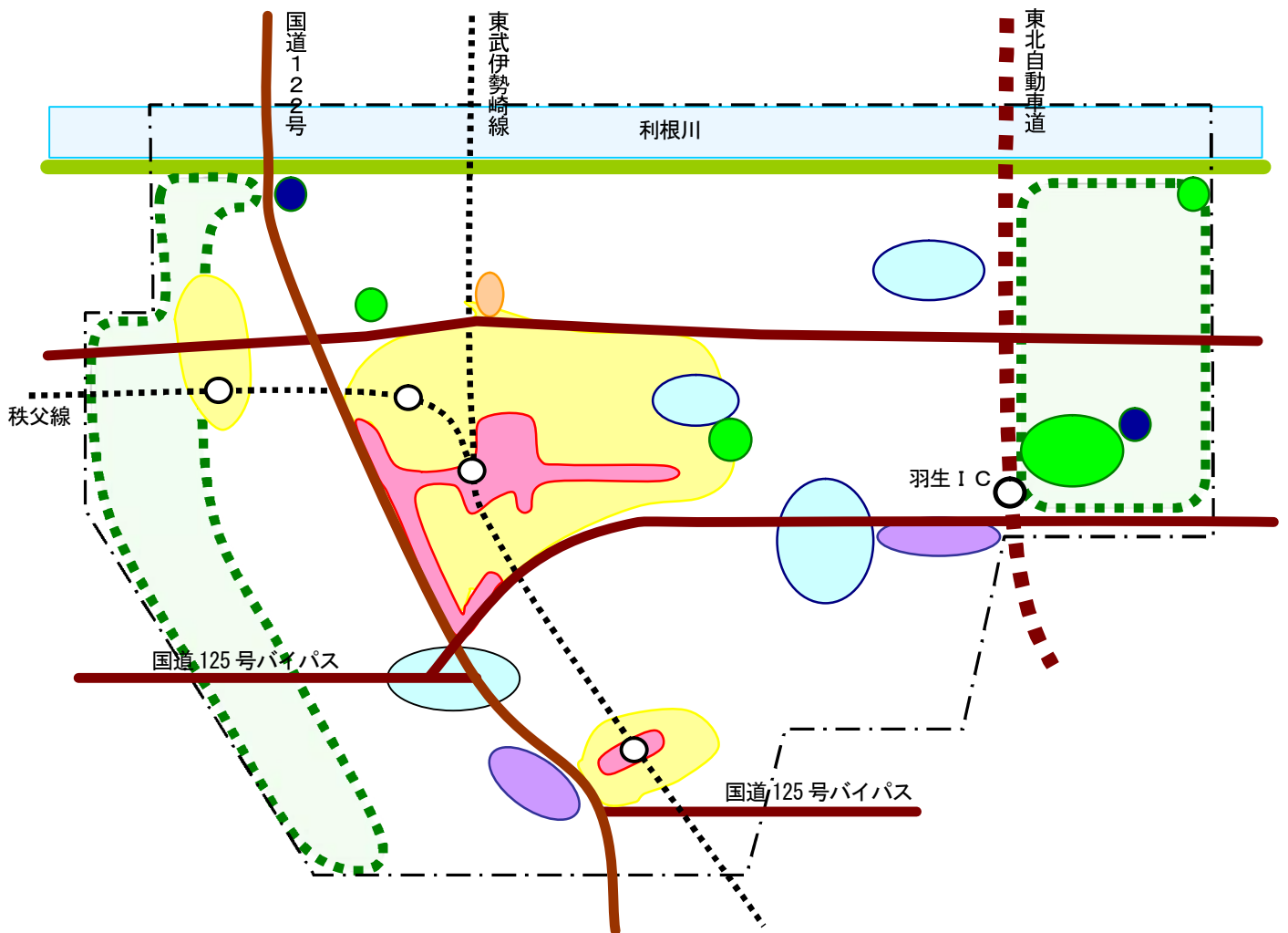
優良農地については、その保全・整備を促進します。農村集落については、良好な景観を保全するとともに道路等の生活環境整備を進めます。

また、農業を通じた地域活性化のため、農村と都市住民の交流を促進します。

##### 5 幹線道路

人の移動や産業活動を支える広域幹線道路網の整備を促進します。また、南北、東西方向を連絡する市内幹線道路網の整備を進めるとともに、生活道路網を整備します。

# 土地利用構想図



凡		例	
	住居系ゾーン		公園系ゾーン
	商業系ゾーン		農村都市交流ゾーン
	工業系ゾーン		農村都市交流拠点
	業務系ゾーン		道路
	産業系ゾーン		東北自動車道
	農業系ゾーン		鉄道

### 3 施策の大綱

施策の基本的考え方を示す施策の大綱の柱立てを以下のとおりとします。

なお、政策7の「行政経営の改革」は、施策全体を推進するための役割を担うものです。

政策1 市民との協働による まちづくり

政策2 安全で安心な まちづくり

政策3 健康で希望に満ちた まちづくり

政策4 次代を担う個性豊かな まちづくり

政策5 活力に満ちた まちづくり

政策6 快適で住みやすい まちづくり

政策7 行政経営の改革

## 政策1 市民との協働による まちづくり

まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関わられるように、協働を推進するとともに、地域におけるさまざまなまちづくりを担うコミュニティを振興し、地域力の向上を図ります。

また、人権尊重のまちづくりを進めるとともに、男女共同参画社会を確立します。

さらに、外国人にも住みやすいまちづくりなど国際化を推進します。

## 政策2 安全で安心な まちづくり

安全で安心して暮らせるよう、危機管理体制を充実するとともに、消防力や救急体制の強化を図り、洪水や地震等の災害対策を推進します。

また、防犯対策を強化するとともに、交通安全対策を推進します。これらについては、市民による地域活動が重要であることから、関係団体の活性化を図ります。

さらに、消費者被害の防止に努めます。

## 政策3 健康で希望に満ちた まちづくり

地域福祉を推進するとともに、生涯にわたって健康に暮らせるよう健康づくりを推進します。

また、地域医療体制の充実と市内医療機関との連携を強化するとともに、子どもや障がい者、高齢者への支援を充実します。

さらに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度、生活保護制度など社会保障を適正に実施します。

## 政策4 次代を担う個性豊かな まちづくり

将来を担う人材を育成するため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、心豊かにたくましく生きる力などを育成する学校教育の推進、高等教育等を受ける機会の確保や連携強化を行います。

また、生涯にわたる学習意欲に応えるために、多様な学習機会の提供、芸術・伝統文化及びスポーツの振興を図ります。

## 政策5 活力に満ちた まちづくり

地域活力を維持、向上させるため、産業を振興します。また、中小企業等の家族従業員の地位向上を支援します。

農業については、水田農業の振興を図ります。また、農村と都市との交流や地産地消を進めるほか、ブランド化による市場競争力を強化します。

商工業については、既存の中小企業の振興を図るとともに、新たな企業誘致を促進します。

また、市の特徴や個性を生かした観光を振興するとともに、就労の促進、勤労者の福祉の向上を図ります。

## 政策6 快適で住みやすい まちづくり

中心市街地や住宅地、工業用地など既に投資が行われている市街化区域を有効活用するとともに、少子高齢化や人口減少時代の到来を踏まえて、だれもが生涯にわたり住み続けられるコンパクトシティの実現を目指した市街地の整備を推進します。

また、道路や上下水道、公園・緑地など、都市基盤を整備します。新たな市街地については、周辺環境に配慮した計画的な整備を進めます。

さらに、公共交通の利便性の向上、景観の形成、ごみやし尿の適正処理、公害の防止、環境保全を推進します。

## 政策7 行政経営の改革

情報通信技術（ICT）を活用するなど広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

また、情報化の推進、情報公開の推進と個人情報保護の徹底を図ります。

さらなる行政改革や地方分権社会への対応のため、職員能力の向上や行財政基盤を強化するとともに、周辺自治体をはじめとした広域連携を推進します。